

御浜町障がい者活躍推進計画

(令和7年6月改訂)

機関名	御浜町
任命権者	御浜町長
計画期間	令和3年8月1日～令和8年7月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	令和7年6月1日時点において、法定雇用障がい者数は達成しているが、実雇用率2.61%は法定雇用率2.8%を下回っている為、実雇用率の向上が求められている。
目標	
採用に関する目標	【実雇用率】2.8%（令和8年6月1日時点）
定着率に関する目標	なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、周知する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい者等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。